

令和6年度第3回山口県日本海海区
漁業調整委員会議事録

令和6年12月19日

山口県日本海海区漁業調整委員会

令和6年度第3回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和6年12月19日（木） 午後1時27分～
- 2 開催場所 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を
発した日 令和6年12月10日（火）

5 通知した項目

（1）議題

- 第1号議案 山口県漁業調整規則の一部改正について（諮問）
- 第2号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）
- 第3号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）
- 第4号議案 特定水産資源（まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、さんま、まだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

（2）その他（報告事項）

- ア 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について
- イ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（まあじ）

6 出席者

（委員：13名）

濱本 幾男、中島 均、森澄 一實、近本 佐知子、吉村 正義、藤田 昭夫、
南野 市治、仁保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、水津 克紀、濱谷 正、宇
都宮 康彦

（県及び事務局）

水産振興課

漁業調整取締班

主査 吉中 強
主査 枝廣 直樹
技師 大谷 拓也

生産振興班

主査 吉田 剛
主任 國森 拓也

下関水産振興局

主査 神尾 豊

萩・長門農林水産事務所

主任技師 岡本 訓明

事務局

事務局長 向井 秀

7 傍聴人 なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議題

第1号議案 山口県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

第2号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

第3号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

第4号議案 特定水産資源（まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、さんま、まだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

(2) 報告事項

ア 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について事務局から報告を受けた。

イ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（まあじ）
水産振興課からまあじの知事管理漁獲可能量の追加配分について報告を受けた。

9 審議の概要

向井事務局長 定刻より若干早いようですけども、本日出席予定者の方全員お集まりですので、ただ今から令和6年度第3回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員定数15名のうち、13名の委員にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことを報告します。

議事に入ります前に、濱本会長からご挨拶をお願いします。

濱本会長

はい、こんにちは。

年末でご多忙の折、委員の皆様にはご参集いただきありがとうございます。

本日は、今年度3回目の委員会ということで、次第のとおり議事が予定されておりますので、慎重な審議をお願いします。

円滑な議事進行にもご協力をお願い致しまして、はなはだ簡単ですが、挨拶に替えさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

向井事務局長

ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、委員会運営規程4条2項の規定に基づきまして「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以降の進行は濱本会長をお願い致します。

濱本会長

議事に先立ち、まずは議事録署名人を指名いたします。

今回は水津委員さん、中島副会長さんをお願いします。

濱本会長

それでは第1号議案 「山口県漁業調整規則の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

中元書記

はい、事務局書記の中元です。

お手元の資料の1ページをお開きください。第1号議案について、令和6年11月15日付で山口県知事から当海区会長宛に諮問がされています。

説明は水産振興課からお願いします。

水産振興課
吉中主査

水産振興課の吉中です。座って説明させていただきます。お手元の資料の2ページをご覧ください。

今回の規則改正につきましては、全国一律の改正という形になっております。

1番、2番として改正理由、改正内容ということで書いておりまして、今回の改正につきましては主に3点ございます。

改正理由の(1)のところに書いてありますが、まず1点目が、漁業法の一部改正に伴う改正ということです。

漁業法の方で、VMS、衛星船位測定送信機等ですね、そういうのを備え付けないさいよと、許可漁業とかにそういう命令が出せるんですけど、そういうのを付けた人に、命じられた者につきましては、その機器のですね、通信の妨害をしたり、あと機器の機能をですね、損なうような行為はしてはならないということが新たに漁業法の方に規

定されたということで、それを受けてですね、調整規則の方もその文言を入れるということで改正の方になります。

どんなふうになるかと言いますと、5ページをご覧ください。

5ページですね、上段の方が改正案で、下段の方が現行の形になっております。

上段の改正案の方にですね、第2項としまして、「前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない」と、こういうものが新たに漁業法の方に明記されましたので、それを受けて調整規則の方も同じ文言を入れるという形になっております。

すいません、また2ページの方にお戻りください。

改正理由のですね、(2)ということで、ここの2につきましては、刑法等の一部改正で、今まで懲役なり禁固というものが、今度は拘禁刑という形に変わります。

このため、調整規則の罰則にですね、懲役と書いてあるところがございますので、そこを拘禁刑に直すというところでございます。

それと、3点目としまして、(3)で文言の適正化ということで、両罰規定、この両罰規定とはですね、例えば許可を受けたのが法人等であった場合に、実際乗って操業された方が違反された場合に、その違反行為をした人と合わせて、法人に対しても罰則を適用するというものです。

その罰則規定がですね、調整規則の59条と60条にありまして、現状の書きぶりからはですね、人を対象としてるというのがちょっと読みにくい部分もございまして、そこを、人を対象としてるっていうことを明確化するというので、文言の適正化を行うという形になっております。

どんなふうになるかと言いますと6ページの方をご覧ください。

まず最初に、懲役の部分がですね、拘禁刑に変わる刑法の改正絡みのところですけど、下段の方の1行目の1番下の方にですね、6カ月以下の懲役というのが今現状、調整規則にありますけど、それが上段の方ですね、これが改正案になりますけど、2行目で、6カ月以下の拘禁刑に、懲役の部分を拘禁刑という言葉に変えるというのが1点で、それと、あと、文言の適正化ということで、59条と60条ですね、それを今、その上段に書いてます通り、改正の方を行うという形にしております。

それと、7ページをご覧ください。あと、これ、今回の改正に伴いまして、附則の方をつける形となっております。

まず施行期日なんですけど、基本的には公布の日から施行となりますけど、ただし、刑法絡みのですね、懲役を拘禁刑に変える部分につきましては、刑法の改正の施行がですね、来年の令和7年の6月1

日施行ということになりますので、この部分については来年の7年の6月1日から施行するという形になります。

それに伴いまして、経過措置ということですね、文言を追加する必要がありますので、そこに書いた通りの文言を追加するという形になります。

なお、この改正案についてはですね、国の方なり、あと罰則の関係もありましたので、山口地検さん、あとは県の法令の方とですね、事前の調整の方はしております。

この規則改正につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

-----質問等なし。-----

濱本会長

第1号議案について、特に異議はない旨の答申をすることによりょうございますか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

異議なしと認めます。第1号議案については、特に異議はないと回答します。続いて第2号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」、事務局の方から説明をお願いいたします。

中元書記

事務局書記の中元です。

お手元の資料の8ページをお開きください。第2号議案について、令和6年12月10日付けで山口県知事から当海区会長あてに諮問がなされております。

内容につきましては水産振興課から説明いたします。

大谷技師

水産振興課の大谷です。座って説明させていただきます。資料の9ページをお開きください。

新規の許可をするときは、制限措置や申請期間について委員会の意見を聴いた上で公示し、許可申請を募ることとなっています。

本日は、県外入漁許可に関わるものが1件となっております。

整理番号1番、小型いか釣り漁業の県外船ということで、県外入漁に関わるものとなっています。

許可または起業の認可をすべき船舶の隻数は、212隻。

船舶の総トン数は斜線となっておりますが、山口県漁業調整規則の中で総トン数5トン以上30トン未満と定められております。

推進機関の馬力数は定めなし。操業区域は山口県外海、操業時期は4月1日から翌年3月31日までとなっています。

また、漁業を営む者の資格として、自県もしくは根拠地県において同種の漁業許可を現に有する者、もしくは前年度有していた者が対象となります。

続いて2番、許可または起業の認可を申請すべき期間として、令和6年12月20日から令和7年1月30日までとなっております。

申請期間につきましては、各県への通知に加えて年末年始を挟むことから、1カ月より少し長めに設定しています。

続いて3番、許可の有効期間についてですが、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となっています。

続いて、資料の10ページをお開きください。

こちらは、小型いか釣り漁業の許可の条件が記載されております。

続いて11ページには、小型いか釣り漁業の操業区域の参考図が載っております。参考にご覧ください。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

濱本会長 ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

中島副会長 ちょっといいですか。はい、すいません。前と変わってないんだろうけど、漁業を営む者の資格で、自県もしくは根拠地県において同種の許可を現に有する者、もしくは前年度有していた者。
これ、具体的にはどういう者を対象にしているのですか。

吉中主査 はい。自県なり根拠地県において、同種なんで、小型いか釣り漁業ですね。

中島副会長 自県と根拠地県というのが何か。

吉中主査 自県は、その、例えば青森県の方であれば、青森県において、その小型いか釣り漁業の許可を持っている方で、根拠地県――。

中島副会長 具体的には、通常今まで山口県の許可を受けていた人に対して許可を出すっていう形で来とった思うんですよ。そこのところとの繋がりがちょっと見えないんで――。

吉中主査 すいません。ちょっと整理をさせてもらって、またご回答させてもらってよろしいでしょうか。

中島副会長 多分、前と変わっていないと思いますが――。

吉中主査 すいません、ちょっと今正確にちょっと答えられませんので、ちょっとそこはちょっと整理をしてご回答させてもらいたいと思います。

濱本会長 はい、よろしく。
他にないですか。

-----質問等なし。-----

濱本会長 他にご意見等がなければ、第２号議案について「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長 異議なしと認めます。
第２号議案については「特に異議はない」と回答することとします。
続いて、第３号議案「山口県資源管理方針の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 お手元の資料の１２ページをお開きください。令和６年１２月１８日付けで山口県知事から当海区会長あてに諮問がなされております。
説明は水産振興課からお願いします。

國森主任 水産振興課の國森です。座って説明させていただきます。資料１３ページをご覧ください。

山口県資源管理方針の一部改正についてということで、こちらは、今回、主に令和７年１月から日本海側のまだいがＴＡＣ魚種に設定されるということで、これに対応した形で改正を行うものとなっております。

資料に沿って説明させていただきます。

まず、概要といたしまして、改正漁業法においては、持続的な水産資源の利用、生産力の発展を図るため、科学情報に基づき適切な資源管理を行うことを規定しております。

具体的には、禁止区域、期間など従来の資源管理方法に加え、漁獲可能量、ＴＡＣによる管理を基本とするということにしておりまして、このＴＡＣ設定に必要な科学情報を収集する資源評価対象種を順次拡大することとなっております。

資源評価の結果等に基づいて、資源管理基本方針、そして県では都道府県資源管理方針において魚種ごとの目標を設定し、適切な資源管

理を実施するという事になっております。

今回、もう一冊お配りしている冊子が山口県資源管理方針の現行のものとなっております。

この資源管理方針に基づいて、科学的情報の集積、資源評価の進捗の程度により魚種を3種類に区分しているということで、下の表です。

まず、TAC魚種として、漁獲可能量による資源管理を基本とする魚種ということで、こちらは県の方針では別紙1に位置付けられております。

そして、②としまして、非TAC魚種で、国による資源評価において管理の目標が定められているけれども、TAC管理以外の管理のものは別紙2ということで、今現在、この別紙2に該当する魚種はありません。

そして、③といたしまして、①、②以外の魚種であって資源管理の目標を定めて資源管理を行う重要資源等ということで、別紙3にそれぞれ位置付けられております。

それで、今回改正いたしますのは、特定水産資源の別紙1の修正、追加ということで、まず1つ目、かたくちいわし対馬暖流系群。

これは、別紙1ー8位置付けられております。で、こちらはですね、軽微な字句の修正ということで、別冊の後ろから2枚目を開けていただけますでしょうか。

かたくちいわし対馬暖流系群の改正案ということでお示しをしております。この色が濃くなっているマーカーがつけてある部分が改正部分となりますけれども、1行目、かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下、この別紙の第2から第3において同じ。）となっていたものを「第2及び第3」に変えるということと、あとは、今まで山口県かたくちいわし漁業で、（対馬暖流系群）というかつ書きがありませんでしたので、これを付け加えたということになっております。かたくちいわしについては以上です。

そして2つ目、まだい日本海西部・東シナ海系群ということで、こちら、別紙1ー11を追加ということで、先ほどのかたくちいわしの次のページをご覧ください。

別紙1ー11としてまだいを追加するといった形になっております。

令和6年3月に開催されたステークホルダー会合第2回目において、水産庁よりTAC魚種に設定する旨の取りまとめがなされて、令和7年の1月からまだいについてTAC管理のステップアップ管理を開始するということになりました。

それで、ステップアップ管理というのは、すでにかたくちいわし、うるめいわしで去年から始まっているものでありますが、ここで改めて説明をさせていただきます。

資料の 14 ページ、15 ページを開きください。

TAC 管理ステップアップの考え方ということで、新たに TAC に指定する魚種については、通常の TAC 管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC 管理の導入当初は柔軟な運用として、課題解決を図りながら段階的にやっていくといったステップアップ管理というものが導入されております。

下の図のように、ステップ 1、ステップ 2、ステップ 3 という 3 段階になっておりまして、ステップ 1 から開始ということになります。

ステップ 1 では、TAC 報告、漁獲量の報告が義務化されます。

そして、この漁獲状況、TAC 報告の状況や確認、情報収集体制の確立を行っていくといった段階になっております。

この情報収集を行いながら、魚種ごとの課題に取り組み、順次解決していく段階になります。

この段階においては、国全体の TAC の量が示される、国から示されるんですけども、特に各県等に対して操業停止命令、それを超過したからといって操業停止命令というのは行わないことになっております。

そして、ステップ 2 としまして、こういった情報を確実に得られる、ある程度確実に得られるようになったといった判断がなされれば、ステップ 2 に進むということで、このステップ 2 になれば都道府県への配分というのが施行されます。

これは、具体的な数量、目安数量は示されますけれども、これを超えたからといってまだ操業停止は行わないといった段階で、ステップ 3 の最終段階に向けて管理の運用検討を行っていくといった段階になっております。

ここで課題等がある程度整理されましたら、ステップ 3 ということで最終的な TAC 管理に移るといった、こういった流れになっております。

水産庁は、このステップ 1 からステップ 3 までの期間を 3 年間と想定しておりますけれども、先ほど述べましたように、各課題が解決されない状態では次のステップに進まないということでございますので、これが、3 年が 4 年あるいは 5 年になるといったこともあり得るということです。

ステップアップ管理については以上です。

3 つ目の特定水産資源以外ということで、別紙 3—14 の削除ということで、まだいの日本海西部・東シナ海系群は元々別紙 3 に位置付けられておりましたが、この度、別紙 1 の TAC 魚種に設定されたことに伴い、別紙 3 のこのまだいの部分を削除するというごさいます。

削除する部分については、こちらの管理方針の別冊の方の 1 番最後

のページがそれになっておりまして、別紙３－１４、こちらを全て削除するといったことになります。

はい。説明は以上です。審議をお願いします

濱本会長

ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

-----質問等なし。-----

濱本会長

ご意見等がなければ、第３議案について「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

異議なしと認めます。

第３号議案については「特に異議はない」と回答することとします。

続いて、第４号議案 「特定水産資源（まあじ等）に関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量について」

事務局から説明をお願いします。

中元書記

事務局書記の中元です。お手元の資料の１６ページをお開きください。令和６年１２月１７日付けで山口県知事から当海区会長あてに諮問がなされております。

内容につきましては水産振興課から説明いたします。

國森主任

水産振興課の国森です。座って説明させていただきます。

特定水産資源の令和７管理年度、管理期間１月から１２月における知事管理漁獲可能量の設定についてということで、先ほど説明しましたように、漁獲可能量、ＴＡＣが示されている魚種として、管理期間が１月から１２月と定められている魚種がありまして、それがまあじ、それからまいわし対馬暖流系群、さんま、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、そして先ほど説明しましたまだい日本海西部・東シナ海系群、これらの魚種につきまして、山口県の漁獲可能量が国から示されましたので、それについて説明をします。

資料１８ページをご覧ください。

それぞれの魚種について漁獲可能量等が示されておりますので、読み上げます。まあじについては２，４００トン、そのうち、知事管理区分としまして、まあじ中型まき網漁業に全体の８割ということで１，９２０トン、中型まき網漁業以外の漁業には残りということで現行水準ということになっております。

続きまして、まいわし対馬暖流系群については現行水準で、目安数量は一応287トンということです。そして、さんま、こちらも現行水準で目安数量は50トン未満、かたくちいわし対馬暖流系群については5万トンのうち数ということで、こちらは先ほど説明しましたステップアップ管理のステップ1になっておりまして、国全体のTACは5万トンという風に示されております。そのうちのいくらか、いくらかというか、具体的な数字は示されていないということで、5万トンのうち数という風に割り当てがされております。

同様に、うるめいわしにつきましても46,000トンのうち数、まだいにつきましては5,900トンのうち数ということで定められております。

資料23ページ以降に過去の漁獲量や消化率についてのデータを魚種ごとに載せております。

すいません、ここで1つちょっと訂正です。24ページのまあじについてですが、1番下の行、令和7年案ということで、山口県の数量2,800トンと書いておりますが、間違いで2,400トンになります。申し訳ございません。訂正をお願いします。

それに伴いまして、その右の中型まき網の割り当ても2,240トンではなく、1,920トンということです。訂正をお願いいたします。

それから、次です。3つ目としまして、付帯決議ということで、追加の配分融通等により漁獲可能量が増加した場合の漁業調整委員会への事後報告についてということで、国は、まあじ等にかかる水産庁の留保枠の追加ルールとして以下を示しております。

国の留保枠から山口県等の数量明示区分への配分のルールとして、まず1つ目、75パーセントルールというのがありまして、こちらは、漁獲実績が当初配分の75パーセントを超えた場合には自動的に留保枠を追加できるルール。そして2つ目として、関係者合意配分ルールということで、数量明示による配分受けている都道府県や大臣管理区分との合意に基づいて留保枠からの配分ができるといったルールがあります。

また、国の留保枠以外からの配分ルールとして、都道府県同士とか大臣管理区分からの融通ということで、他県や大臣管理区分、管理区分の合意による漁獲可能量の融通と、こういった3つの方法で自県の枠を増やすといったことができるような仕組みになっておりまして、近年は2番の関係者合意配分ルールということで、関係者の合意によって国の留保枠を分けて配分しているといったことになっております。

本来であれば、こういった配分の量が変わるといったことになった場合には、その都度、海区漁業調整委員会に諮問する必要があるわけ

なんですけれども、漁獲枠が逼迫した状況においては、この手続き中に漁獲が積み上がって、知事管理漁獲可能量を超過する恐れがあると。

このため、この漁獲可能量が増加する場合においては、円滑な漁業操業を継続するために、海区漁業調整委員会に対しては事後報告を行うこととして、変更の手続きは先に行わせていただくといった扱いを例年やらせていただいております、今年もその取り扱いをさせていただきたいということです。

具体的な手続きとしましては、20ページに書いてある通りでございます、国からの追加配分数量を山口県の漁獲可能量とするということで、山口県資源管理方針別紙1-1まあじの配分基準に従ってということで、中型まき網漁業に8割を配分するといった扱いです。

これによって漁獲可能量を設定して、農林水産大臣と変更に関する手続きを行いまして公表いたします。

この①から③の内容を海区漁業調整委員会に事後報告をさせていただくといった内容でございます。

それで、すみません、先ほど説明を抜かしてしまいました。21ページについてなんですけれども、こちらはその公表に関する案でございますけれども、2行目から3行目にかけて、うるめいわしは対馬暖流系群の後に、まだい日本海西部・東シナ海系群を入れるべきところが抜けておりますので、こちら入れさせていただきたいと思います。

あとは、先ほど説明した数量について列記してあるといった内容になっております。

説明は以上です。審議をお願いします。

濱本会長 ただ今、説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

中島副会長 いいですか。毎年お願いしてるんだけど、まあじですが令和5年に800トン、令和6年に900トンの追加があったようですけれども、まあじ、浮き魚類は漁獲するときは一気に獲れるときがありますので、この追加配分の事務手続きに十分注意していただいて、現場の操業に支障がないようにやっていたいただければと思いますので、よろしくお願いします。

それと、今回まだいが新たに入ったんですが、まだいを主に漁獲しているのは小手繰と定置ですか。

國森主任 はい、そうです。

濱本会長 はい、いいですか。
他にご意見等はございますか。

-----質問等なし。-----

濱本会長 第4号議案について「特に異議はない旨の答申をする」こととして
よろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長 異議なしと認めます。
第4号議案については「特に異議はない」と回答することとします。
本日の議案は以上となります。
続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「令和6年度全国海区漁
業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について」事務局より
報告をお願いします。

吉中主査（書 事務局の立場として吉中から説明させていただきます。座って説明
記として） させていただきます。

資料の方はですね、29ページの方をお開きください。
令和6年度の全漁調連の日本海ブロック会議の結果についてという
ことで、11月12日にですね、開催をされまして、今回は青森市
の方で開催をされております。

出席者につきましては、当海区から濱本会長と私の方が出席をさ
せていただいております。

4番目として、議事及び審議結果ということで、まず1つ目として、
令和6年度要望活動の結果についてということで、全漁調連の事務局
の方から令和6年度の要望活動結果について報告の方がなされてお
ります。

続きまして、2番目としまして、令和7年度要望事項についてとい
うことで、各海区の方からですね、要望事項について趣旨等の説明が
行われまして、日本海ブロックの要望として全て出すということで、
あとは全漁調連の事務局さんの方が取りまとめるという形になってお
ります。

なお、今回出てきた要望につきましては、全て継続要望というこ
とで、令和6年度から変わらない要望ということで、そこに示してま
す1から5の項目について要望の方がなされております。

なお、当海区の方からは、沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整に
ついてというのと、あと海洋レジャーに対する指導強化についてと、
この2本について継続要望ということで要望の方を挙げさせてもらっ
ております。

3番目としまして、次期開催県につきましては、令和7年度は島根

県で開催ということになりました。

4 番目としまして、質疑事項についてということで、京都海区さんの方からですね、「夜間集魚灯の光力制限」についてということの説明がなされまして、質疑応答の方がなされております。

最後に、その他ということで、委員研修ということで、青森県の産業技術センターさんの方から、青森県の水産業の概要と水産総合研究所の紹介ということで講演の方がなされております。

以上で説明の方は終わります。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

濱本会長

ようございますか。

続いて、報告事項イ「付帯事項に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（まあじ）」

水産振興課より報告をお願いします。

國森主任

はい、水産振興の国森です。座って説明させていただきます。

まあじにつきまして、附帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更についてということで説明させていただきます。先ほど審議いただいたようにですね、追加配分、融通など漁獲可能量が増加する場合においては、円滑な漁業操業を継続するために、海区漁業調整委員会に対しては 手続き後の事後報告ということにさせていただいております。

それで、令和6 管理年度のまあじについては、以下の通り、知事管理漁獲可能量に変更が生じ、手続きを行いましたので、報告をいたします。

2 番の表をご覧ください。

まず、当初配分としまして、県全体2, 800 トン、中型まき網漁業にその8 割であります2, 240 トンが配分されました。

そして、5 月13 日に追加で500 トン配分がありまして、県全体で3, 300 トン、中型まき網漁業に2, 640 トン。そして、今回のご報告といたしまして、令和6 年10 月1 日にさらに400 トンの国留保枠からの追加配分がありまして、県全体で3, 700 トン、中型まき網漁業に2, 960 トン、その他の漁業に現行水準ということで配分がなされまして、漁獲可能量の変更が行われました。

この関係者合意ということで、先ほども少し説明しましたがけれども、数量明示での配分を受けている県ということで、島根県、山口県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県と大臣管理区分ということで大中型まき網がそれぞれの管理区分間での合意ということでこの配分量が決

定しております。報告は以上です。

濱本会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

濱本会長 ようございますか。

それでは、以上を持ちまして本日の議題は全て終了しました。他に何かあります。

それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。慎重なご審議、ありがとうございました。

(1 4 : 0 4 終了)

上記のとおり令和6年度第3回山口県日本海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和6年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人